

道の公文書管理「条例化を」

内部資料から「共有財産」に

森友学園を巡る決裁文書改ざんや自衛隊イラク派遣部隊の日報隠蔽疑惑など公文書に関する問題が相次ぐ中、道の公文書管理の在り方を定める規則を、条例化すべきだとの声が関係者から上がっている。道政の意思決定に関わる協議の記録を公文書として残すよう規則などで定めているが、実際は作成されていない例も多く、条例で厳格化し、政策決定の過程を検証できるようにすべきという意見だ。札幌市など既に条例を制定している自治体もある。

まちづくり団体が主張

道の規則は1998年に施行。公文書の種類などに応じた保存期間を定め、2011年の公文書管理条例施行以降は同法を踏襲した内容となっている。規則の運用を定めた規程は「重要な意思の決定に関する事項について適切に文書を作成しなければならない」とし、文書作成の範囲について「政策の基本的事項」や「重要な政策事項の会議」などを列挙している。

札幌のまちづくり団体「北海道の未来を拓く会」は、ベテラン道議が「昨年、道議会会場の建て替え問題



道議会の建て替え問題で道が「北海道の未来を拓く会」に出した公文書不存在通知書

ていない」として文書の存在 자체を否定した。

拓く会は、この問題の経緯を明らかにしようと関連文書の開示請求を行ってい

るが、このほかに何度も公文書不存在通知書を受け取っている。新藤大次郎会長は、公文書が作成されていなかったと指摘。条例化することで、文書が「内部資料」から「共有財産」になると、いうわけだ。

NPO法人情報公開クリアリングハウス(東京)の三木由希子理事長は、規則と条例の違いについて「規則はあくまでも知事が定めるもので、職員の文書管理の責任は知事に対するものでしかない。条例は議会の議論を経るために、住民に対する責任を持つことになる」と指摘。条例化することで、文書が「内部資料」から「共有財産」になると、いうわけだ。

総務省によると同様の条例は昨年10月現在、東京、島根、鳥取、香川、熊本の5都県にあり、政令市を含む市町村で制定している自治体は16カ所に入る。このうち道内は札幌市と後志管内ニセコ町の2カ所。

熊本県は条例の効果について「公文書は県民の財産」という意識が浸透し、県政に緊張感を与えていた」とし、札幌市は「職員の間で市民に対する説明責任を果たし、歴史的検証にも耐える市政運営をしなくてはいけない」という意識が芽生えた」と説明している。